

## 熱中症対策に係る「涼みどころ」の区分について

区分	涼みどころ		クーリングシェルター (指定暑熱避難施設)
	民間施設	公共施設	
一関市の名称	涼みどころ		
法的根拠	なし		あり 気候変動適応法
	熱中症特別警戒情報（※）発表時に開放義務なし		熱中症特別警戒情報発表時に開放しなければならない
掲示	「涼みどころ」のポスターに環境省指定のクーリングシェルターマークなし		「涼みどころ」のポスターに環境省指定のクーリングシェルターマークあり
施設利用	暑さをしのいで休憩する場所として利用 目安：熱中症警戒アラート発令時など		暑さをしのいで休憩する場所として利用 熱中症特別警戒情報発表時は、クーリングシェルターとして開放
利用対象者	施設の利用者が用事のついでに利用	施設利用者や自宅に冷房設備がない高齢者など	
利用時間	一息つく時間 (おおむね30分) ※長時間利用不可とする	各施設の利用可能時間内	
施設指定方法	事業者からの応募	施設管理者（指定管理者）との合意	一関市による指定 (民間施設などは協定締結し指定)
施設	各郵便局、協力いただける民間施設	図書館、市民センター等	本庁舎、一関保健センター、各支所庁舎 ベルジョイス株式会社（アークスグループ） ウエルシア薬局株式会社
設置期間	6月1日（月）～ 9月30日（水）		
設置要件など	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 適当な冷房設備があること</li> <li>・ 椅子などが設置された休憩スペースがあること</li> <li>・ 施設は無料で利用できること</li> <li>・ 市が作成するポスターを掲示すること</li> </ul>		
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設の開放にあたり必要な経費（電気使用料等）は各施設（事業者）の負担とする</li> <li>・ 開放する施設名、利用可能日時等を市のホームページへの掲載により公表する</li> <li>・ 民間施設管理者との協定は、熱中症警戒アラートの運用期間を考慮し10月31日までとする</li> </ul>		